

議事日程と会期の決定について(案)

1. 現状と課題

議事日程の作成は、会議規則に基づいた議長の専権事項ではあるが、本市議会は、従前から開会の冒頭に、議会運営委員長の報告を受けてから、本会議において会期を決定するスタイルを取ってきた。

定例会や臨時会における議事日程については、予め議会運営委員会において決定しているため、このことを踏まえた上で、権限の範囲内において、議長が「会期決定の件」を本会議に諮れば事足りる。この法的根拠は、地方自治法第104条に規定された「議長の議事整理権」で、一般的には、議長発議が多く、議会運営委員長が会期の決定において、報告している事例はない。

2. 見直す内容について

会期の決定については、従前から議会運営委員長が報告してきた経過を踏まえるとともに、見直しにより、議事の進行上、議長による議事整理権の拡大などといった、新たな誤解を生じさせないため、以下のとおり「飯田市方式」を採用したい。

【一般的】

議長

日程第〇、「会期決定の件」を議題とします。お諮りします。

本定例会(本臨時会)の会期は、本日から〇月〇日までの〇日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。会期は本日から〇月〇日までの〇日間に決定しました。

【飯田市方式】

議長

日程第〇、「会期決定の件」を議題とします。お諮りします。

本定例会(本臨時会)の会期につきましては、議会運営委員会における決定に基づき、本日から〇月〇日までの〇日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

ご異議なしと認めます。会期は本日から〇月〇日までの〇日間に決定しました。